

熊野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 23,543	千円 10,186,218	千円 173,921	千円 1,371,166	% 13.5	% 12.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

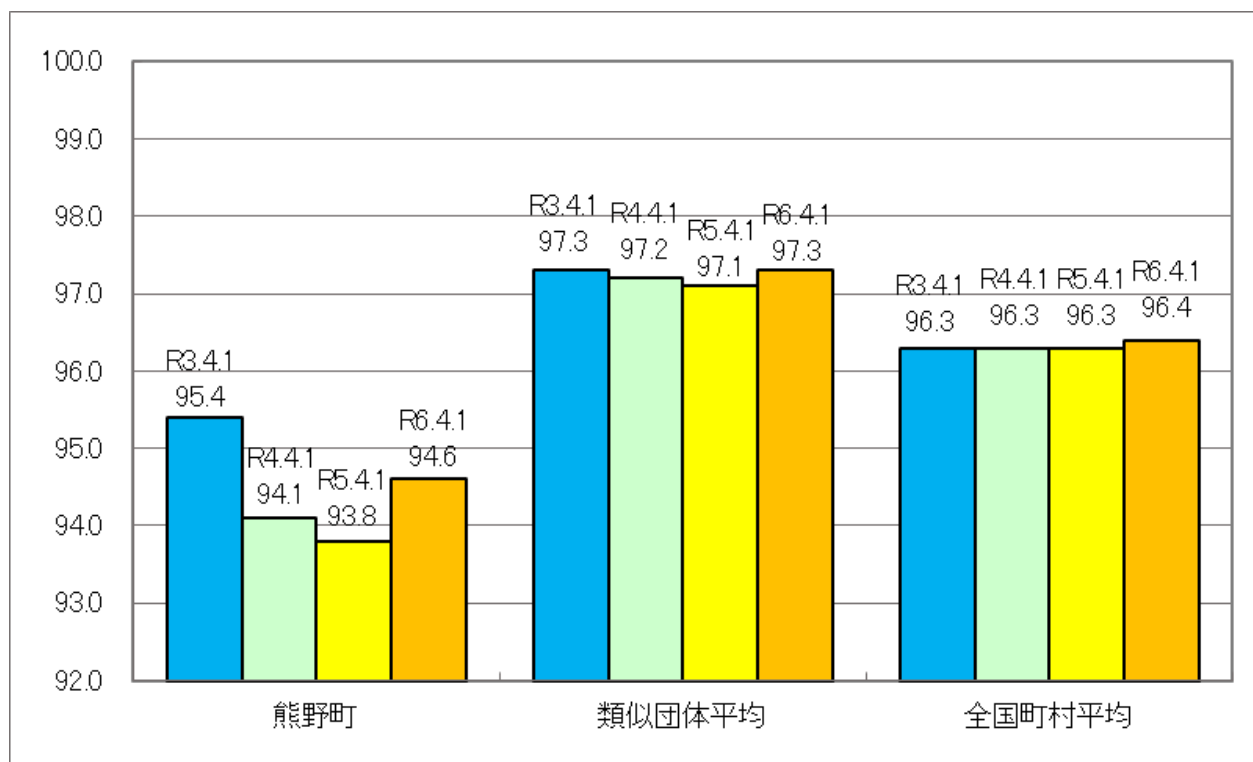
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 138	千円 489,464	千円 80,320	千円 194,746	千円 764,530	千円 5,540	千円 5,777

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。若年層に係る号級は引下げなし。高齢層については 50 歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大 4 % 引下げ。激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

② 地域手当の見直し

熊野町は、国の地域手当支給地域に該当していない。
支給対象は、広島市勤務者 (10.0%)、安芸郡坂町勤務者 (3.0%) のみ。
広島市の支給率を国と同率に見直し (3.0%→10.0% 令和 5 年 4 月 1 日実施)

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直し (平成 27 年 4 月 1 日実施)
勤務成績の勤勉手当反映開始 (令和 5 年 6 月支給分から)
管理職手当を率加算から定額制に見直し (令和 6 年 4 月 1 日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (一般行政職)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊 野 町	43.3 歳	311,200 円	358,630 円	332,702 円
広 島 県	43.2 歳	330,092 円	408,535 円	368,685 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分		熊 野 町	広 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	187,300 円	205,537 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	173,729 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数22年	経験年数25年	経験年数35年
一般行政職	大 学 卒	256,850 円	345,740 円	366,900 円	399,743 円
	高 校 卒	—	—	—	375,850 円

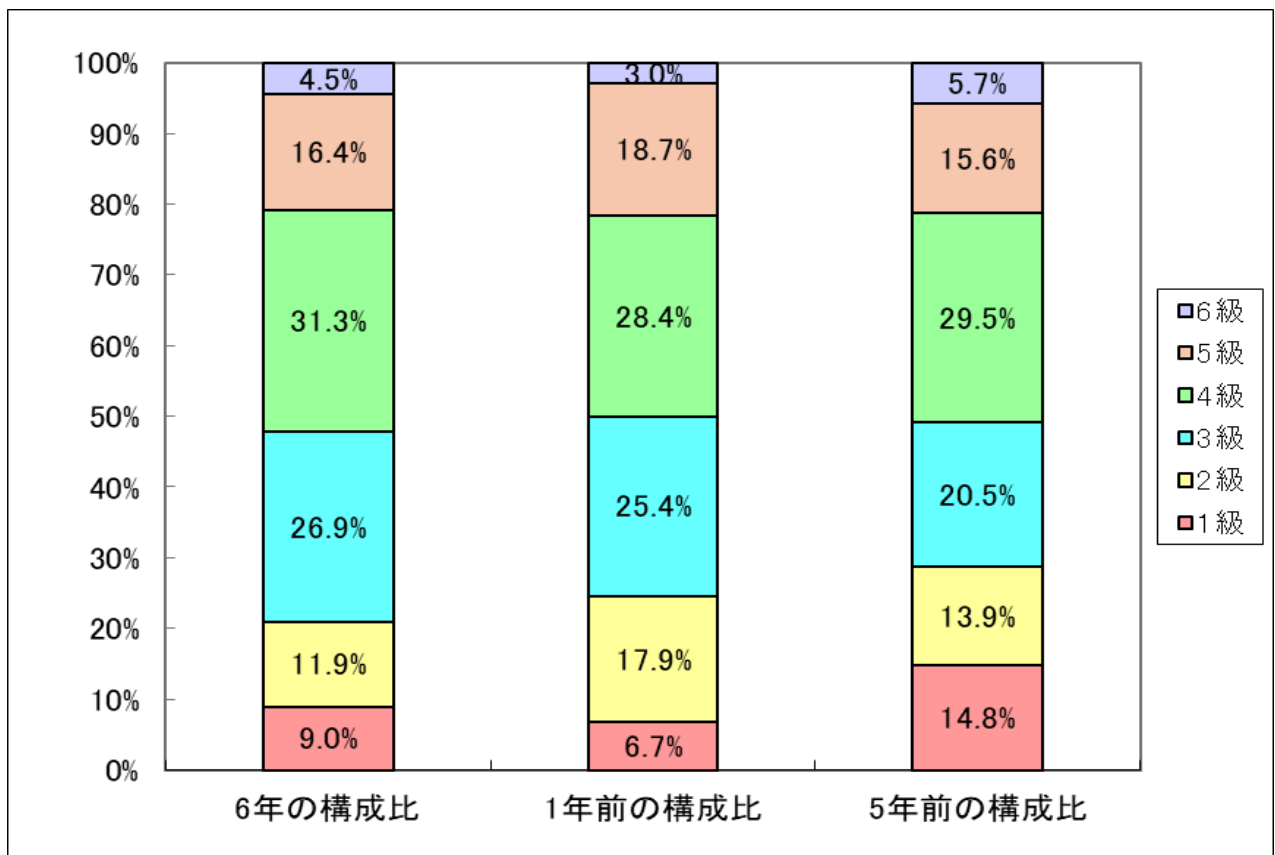
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

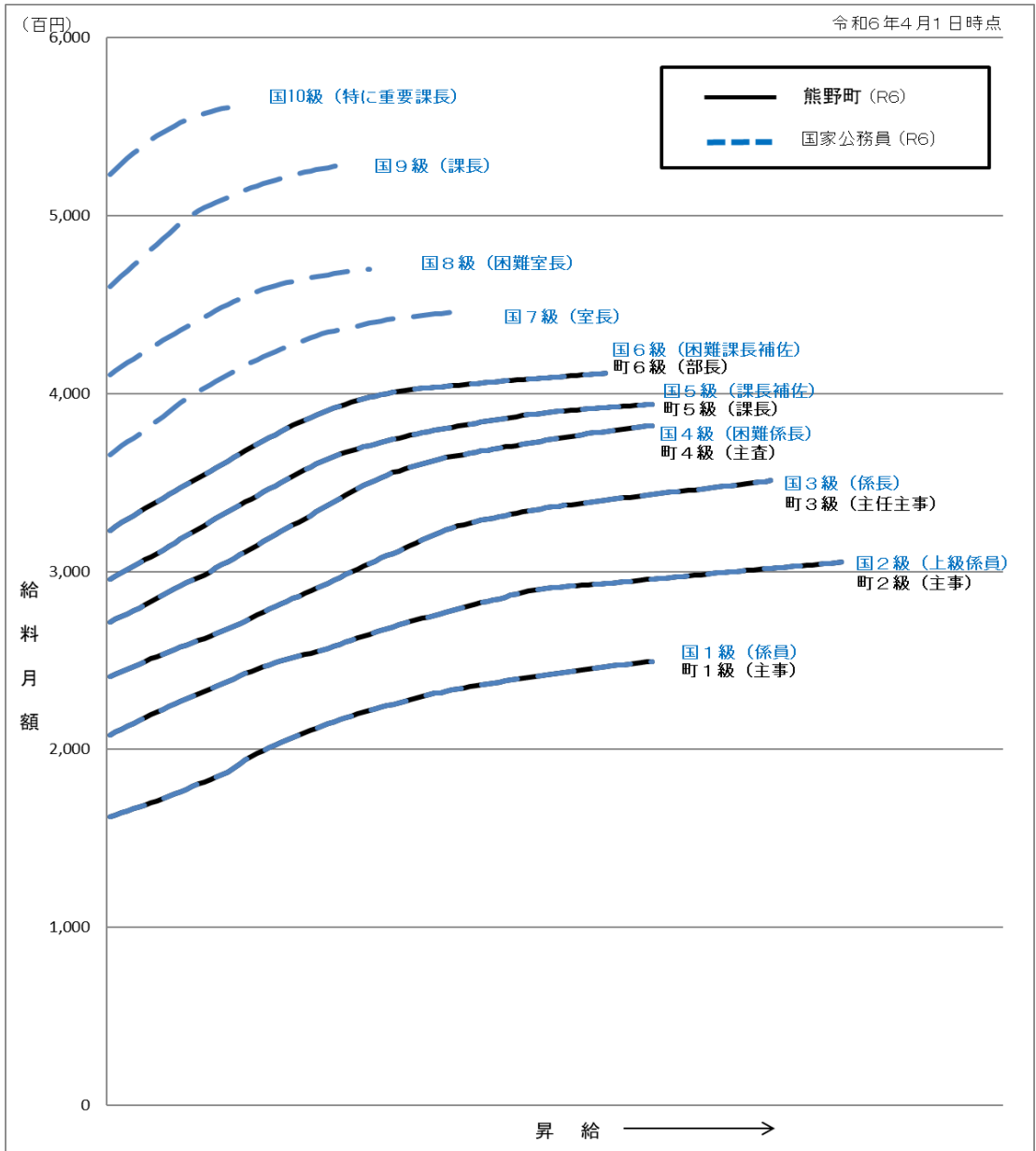
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	人 12	% 9.0	円 162,100	円 249,400
2 級	主事、技師	人 16	% 11.9	円 208,000	円 305,200
3 級	主任、主任主事、主任技師	人 36	% 26.9	円 240,900	円 351,000
4 級	課長補佐、主査	人 42	% 31.3	円 271,600	円 382,000
5 級	次長、課長、事務局長	人 22	% 16.4	円 295,400	円 394,000
6 級	部長	人 6	% 4.5	円 323,100	円 411,300

（注） 1 熊野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（熊野町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

熊 野 町	広 島 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,536千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,563千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（熊野町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 区分	支給実績が ある区分	支給可能な 区分	支給実績が ある区分
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

熊 野 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率3～45%) 1人当たり平均支給額 8,763 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			617千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			154,283円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
広島市	10%	3人	10%
坂町	3%	0人	3%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			0%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	0千円	1,000円/日
死亡人取扱作業従事職員の特殊勤務手当	死亡人取扱作業従事職員	行旅死亡人等の処置に従事したとき	0千円	1,000円/件

(5) 時間外勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	45,678千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	397千円
支給実績（令和4年度決算）	44,933千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	348千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度、令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶 養 手 当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算	同じ	—	15,765千円	235,300円

住居手当	○月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)家賃27,000円以下 家賃の月額－16,000円 (2)家賃27,000円を超える (家賃の月額－27,000円) ×1/2+11,000円 ※支給限度額28,000円	同じ	—	6,360千円	254,387円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給 ・交通機関 55,000円 (55,000円以下の場合は運賃相当額) ・交通用具 通勤距離に応じ、 2,000円～31,600円	異なる	新幹線鉄道等に係る 特例規定なし	6,217千円	66,855円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に支給。 ・職責等に応じ、 27,000円～61,000円	異なる	国の制度 職責等に応じ、 46,300円～ 72,700円	16,269千円	508,422円
管理職員 特別勤務 手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ、 2,000円～10,000円/回	異なる	国の制度 職員区分、勤務日、 勤務時間に応じ 2,500円～ 18,000円/回	174千円	11,600円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	町 副 教 育	長	821,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
		長	686,000 円	920,000 円／	592,000 円
		長	635,000 円	760,000 円／	530,000 円
				— 円／	— 円
報 酬	議 副 議	長	328,000 円	499,000 円／	252,000 円
		長	271,000 円	430,000 円／	202,000 円
		員	260,000 円	400,000 円／	174,000 円
期 末 手 当	町 副 教 育	長	(令和5年度支給割合)		
		長	4.50月分		
	議 副 議	長	(令和5年度支給割合)		
		長	3.40月分		
退 職 手 当	町 副 教 育	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		長	給料月額821千円×在職年数×500/100	16,420,000円	任期毎
		長	給料月額686千円×在職年数×300/100	8,232,000円	任期毎
		長	給料月額635千円×在職年数×250/100	4,762,500円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（町長・副町長4年、教育長3年）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

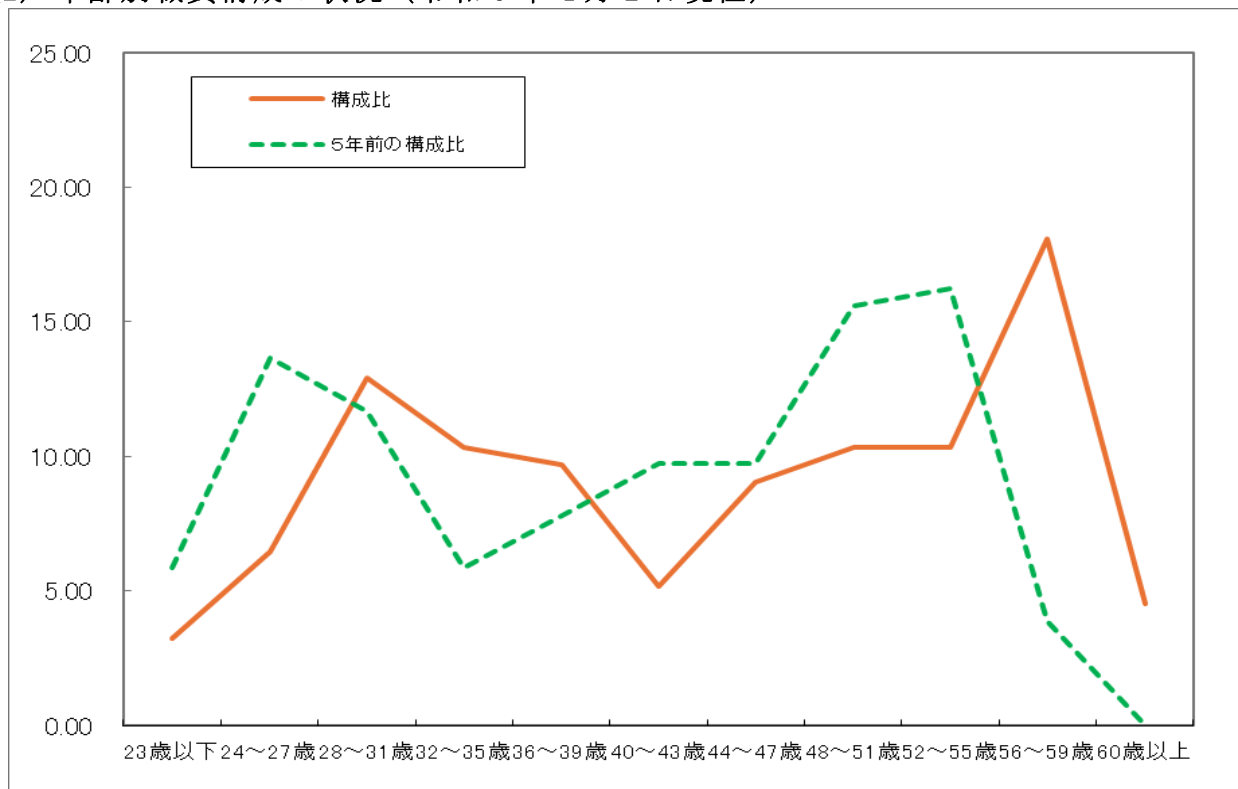
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令 和 5 年	令 和 6 年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務	49	49	0	
	税 務	12	12	0	
	民 生	19	19	0	
	衛 生	14	12	△2	専任部署の廃止
	農林水産	2	2	0	
	商 工	4	5	1	体制の強化
	土 木	18	17	△1	退職者の補充不可
	計	120	118	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.12人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.56人)
	教 育	18	19	1	体制の強化
公 営 企 業 等	小 計	138	137	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.19人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.22人)
	水 道	0	0	0	
	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	13	13	0	
	小 計	18	18	0	
合 計		156 [179]	155 [179]	△1 [179]	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.84人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	23歳 以下	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	10人	20人	16人	15人	8人	14人	16人	16人	28人	7人	155人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)							
年 度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数（率）
一 般 行 政	113	118	119	114	120	118	5（4.4%）
教 育	17	19	18	20	18	19	2（11.8%）
普 通 会 計 計	130	137	137	134	138	137	7（5.4%）
公営企業等会計計	24	26	25	25	18	18	△6（△25.0%）
総 合 計	154	163	162	159	156	155	1（0.6%）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員研修の実施状況

機関別研修	令和5年度 受講者数	令和6年度 受講者数
広島県自治総合研修センター	37人	40人
広島市研修センター	0人	0人
市町村アカデミー	0人	0人
国際文化アカデミー	0人	0人
海外派遣研修	1人	1人
自治大学校	1人	0人
計	39人	41人

8 職員の福利厚生状況

職員の福利厚生事業については、一般財団法人広島県市町村職員共済互助会において実施しています。
令和6年度の事業実績は、次のとおりです。

ア 会員数（令和6年4月1日現在）※短期組合員除く

158人

イ 主な事業内容

福利厚生事業、積立年金事業、公益事業

ウ 負担割合（令和6年4月1日現在）

職員の掛金 給料月額の1.64/1,000

町の負担金 給料月額の1.64/1,000（公費負担率50.0%）

エ 令和5年度決算額

町の負担金 1,091千円

オ 事業の見直し（令和6年4月1日現在）

なし

9 公営企業（水道事業）職員の状況

令和5年以降、広島県広域連合企業団設立による事業広域化に伴い、地方公営企業法を全部適用する職員なし。